

【二級・木造建築士 登録申請について】

1. 二級・木造建築士登録事務受付日時

平日 午前9：00～午後4：00（正午から午後1：00を除く）

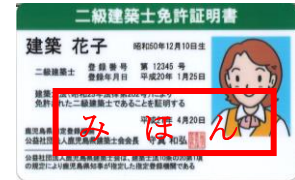
※土日祝日及び令和4年12月29日（木）～令和5年1月3日（火）の期間は休業します。

※この他、本会の業務等で本会事務局が不在になる場合は、二級建築士等登録事務を休止します。

※二級建築士等登録事務を休止する際は、申請者に対して予めホームページ等で予告し、且つ当日はその旨を掲示します。

2. 建築士免許証のカード型への変更について

平成25年4月1日より交付される二級建築士免許証及び、木造建築士免許証（A4免許証）は、すべて本人の写真付きの免許証明書（カード型免許）に変更となりました。今回新規に登録申請をされる方の建築士免許証は、すべて免許証明書（カード型免許）の発行となります。



3. 郵送又は代理人による申請・受理

原則、申請者本人が「申請・受理」にお越しください。やむを得ない場合は、代理人による申請・受理、郵送受付・交付も可能ですが、本人確認の必要があるため、「申請か受理」のどちらか1回は必ず申請者本人がお越しください。

	申請時 (代理人申請又は郵送申請)	受理時 (代理人による受理又は郵送による受理)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受理はご本人が申請窓口で行うこと。 ・代理人又は郵送による受理不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請はご本人が申請窓口で行っていること。 ・代理人又は郵送による申請不可。
必要書類	<p>(1)代理人申請の場合 (必要書類に加え)</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人の身分証明書 (顔写真付きの公的身分証明書)</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状</p> <p>※申請人氏名欄は自署。ワープロ印字不可</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者本人の運転免許証(顔写真付きの公的身分証明書)等のコピー</p> <p>(2)郵送申請の場合 (本人申請時の必要書類に加え)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者本人の運転免許証 (顔写真付きの公的身分証明書)等のコピー</p> <p>※書類の不備が無いことを確認して、簡易書留、レターパックプラスをご利用の上、送付下さい。</p>	<p>(1)代理人による受理の場合 (必要書類(交付ハガキ)に加え)</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人の身分証明書 (顔写真付きの公的身分証明書)</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状</p> <p>※申請人氏名欄は自署。ワープロ印字不可</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者本人の運転免許証(顔写真付きの公的身分証明書)等のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p>(2)郵送による受理の場合 希望者は申請時にお申し出ください。 ※送料等申請者負担になります。</p>

委任状は次ページの様式をご利用ください。

委任状

(代理人)

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____

私は、

二 級	}	建築士免許証明書の	}	申 請	}	を、上記の者に委託します。
				木 造		

なお、委任するやむを得ない理由は以下のとおりです。

令和 年 月 日

(申請人)

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ (印)

4. 申請に必要な書類（二級建築士及び木造建築士）

～新規申請～ ご提出頂く書式は鹿児島県建築士会ホームページからダウンロードできます。

令和元年 以前の 合格者	令和2年 以降の 合格者	必 要 書 類	注 意 事 項 等
○	○	・免許申請書(A4判3枚)(第2条関係) 【別記第一号の一様式】	記入漏れが無いように記載してください。 (二級・木造建築士共通)
○	○	・第2条関係書類(A4判) 【別記第2号様式】⇒二級建築士 【別記第2号様式の2】⇒木造建築士	記入漏れが無いように記載してください。
○	○	・証明写真2枚 ・サイズは縦4.5cm×横3.5cm ・登録申請日から6カ月以内に撮影し、 無帽・正面上半身・無背景のもの。	裏面に『氏名、撮影年月日』を記入。
○	○	・本籍の記載のある住民票の写し(原本) (マイナンバー、住民票コードの記載がないもの) ⇒外国籍の方は市区町村で発行している 「住民票の写し(国籍の記載を含む)」(原本) を提出してください。	登録申請日から6月以内に発行されたマイナンバー、住民票コードの記載がないもの。 マイナンバー、住民票コードの記載がある場合は受付できません。
○	○	・二級・木造建築士住所等の届出書 【第4号様式】第7条関係書類	建築士事務所に勤務している場合は、勤務先の開設者名を勤務先名称の欄に記入してください。
手数料 19,300円	手数料 24,400円	・申請手数料 振替払込請求書兼受領証(原本) 令和元年以前の合格者→19,300円 令和2年以降の合格者→24,400円	指定口座にお振込ください。 ※合格年で手数料が違うので注意してください。
希望者のみ	希望者のみ	・旧姓・通称名併記の確認できる書類	旧姓の記載がある戸籍謄本(抄本)。 通称名併記希望者は、通称名の記載のある住民票。
×	○ ※該当者のみ	・学歴関係書類(卒業証明書等) 「令和元年以前に受験経験がある方」のみ提出。 学歴により申請する方のうち、右欄いずれかに該当する方は提出してください。	・建築士試験の受験申込時に申請した学歴とは異なる学歴を用いて登録申請する方。 ・令和元年以前の既受験者で、令和2年以降の試験受験申込時に学歴を証する書類を提出していない方。
×	○ ※該当者のみ	・建築設備士試験合格(又は建築設備士講習受講)証書のコピー(A4)	建築設備士資格による申請者のうち、令和元年以前の既受験者で、令和2年以降の試験受験申込時に建築設備士試験合格(又は建築設備士講習受講)証書のコピーを提出していない方。
×	○ ※該当者のみ	・実務経歴書 【別記第一号の二様式】(第2条関係) ◎「学歴」又は「資格」で登録申請される方は不要。	勤務先毎(自営業含む)の実務経歴を記入。
×	○ ※該当者のみ	・実務経歴証明書 【別記第一号の三様式】(第2条関係) ◎「学歴」又は「資格」で登録申請される方は不要。	勤務先毎(自営業を含む)の実務を証明している書類(実務経歴書と対応していること)
○	○	・合格通知書 (設計製図の試験 合格通知書)	提示のみ。確認のためお持ちください。 ※郵送申請の場合はコピーを同送してください。
○	○	・本人確認のできる書類 (運転免許証やパスポート等顔写真があるもの。)	提示のみ。確認のためお持ちください。 ※郵送申請の場合はコピーを同送してください。
○	○	・印鑑(認印可)	訂正がある時のために必要。 代理申請、郵送の場合は不要。

【その他】日本国外において建築士の免許を受けている者による申請の場合は、日本国外の建築士の免許証の写し及び、写真が必要です。

【申請手数料と払込先】

申請手数料 24,400円(令和2年以降の合格者) / 19,300円(令和元年以前の合格者)

- | |
|----------------------|
| ・金融機関：ゆうちょ銀行 |
| ・口座番号：01710-3-164100 |
| ・加入者名：公益社団法人鹿児島県建築士会 |

【申請書提出の前にご確認下さい】

◎代理申請、郵送による申請で、書類に不備がある場合は受付できません。

- すべての項目が記入されていますか？
- 氏名・本籍・生年月日・性別は「本籍の記載のある住民票の写し」と同じですか？
- 合格番号、合格年月日は「合格通知書」と同じですか？
- 証明写真の表面にキズ、汚れのないことを確認しましたか？
- 欠格事由の各項目を確認し、該当するものにチェックをしていますか？
- 申請手数料を払込済みで、領収印のある振替払込請求書兼受領証（原本）を用意しましたか？

※「本籍の記載のある住民票の写し」（原本）はマイナンバーが記載されていないものをご準備ください。マイナンバーが記載されたものは受付できませんのでご注意ください。

【申請/交付窓口】

受付日	平日(土日祝日及び令和4年12月29日(木)～令和5年1月3日(火)は休業)
受付時間	午前9:00～午後4:00(正午から午後1:00を除く)
場所	公益社団法人鹿児島県建築士会 本部事務局(電話099-222-2005) 鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番301号 県住宅供給公社3階326号室 ▶鹿児島中央駅より徒歩15分。鹿児島市電 新屋敷電停下車 徒歩2分 専用駐車場はありません。路面電車側に有料駐車場があります
申請時 必要なもの	・申請書類、身分証明書、認印
交付時 必要なもの	・交付ハガキ、身分証明書、認印

免許証明書の交付は新規申請書類を提出された日から約3ヶ月後です。交付の用意が整い次第、**交付ハガキをご自宅に送付して連絡します。**受取の際は本会にお越しください。

※注意事項※

- ・提出された書類の「受付」は免許登録を認めるものではなく、以降「登録要件の有無に関する審査」を経て登録になります。
- ・審査の段階で、書類内容についてお電話で確認させて頂く場合があります。
- ・実務経歴証明書の場合は、証明書に記入のある担当者に確認させて頂く場合があります。
- ・実務経験として認められるかどうか判断が難しい実務については、日本建築士会連合会が設置する「建築士免許登録実務経歴審査委員会」にて付議されるため、免許証の発行までの時間が長くなります。
- ・審査で、登録要件が「無」と判定された場合、手数料は還付致します。